

## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成 25 年 4 月 24 日

（名称）平塚市交通バリアフリー特定事業等推進協議会

（代表者名）座長 中村 正次 印

## 1. 生活交通改善事業計画の名称

平塚市交通バリアフリー基本構想に基づくバス車両のバリアフリー化計画

## 2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

平塚駅の 1 日当りの乗合バス乗降客数は、北口で約 37,000 人、南口で約 4,200 人の計約 41,200 人である。乗合バス車両のうちノンステップバスは 14 台（ノンステップバスの比率 9.3%）に留まっていることから、高齢者や身体障害者等、誰もが利用しやすい環境を整備する必要がある。

## 3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

## （1）事業の目標

平塚市内を運行する乗合バス車両に占めるノンステップバスの比率を平成 28 年 3 月 31 日までに 30%（45 台）とする。

## （2）事業の効果

市内の移動にバスを利用する高齢者等にとって、移動にあたっての負担が軽減され、また、これまで自家用車で送迎してもらっていた高齢者等がバス利用へ移行するなど、移動の円滑化が図られるとともに、自家用車からバスへの利用転換が図られる。

## 4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

## （1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

## （内容）

・ノンステップバスの導入（大型（車長 10.51m）31 台）：神奈川中央交通（株）

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の 3 区分における運賃割引率について）

神奈川中央交通（株） 身体・知的 普通旅客運賃 5 割、定期旅客運賃 2.5～3 割  
精神 設定なし

## （2）関連事項（以下、 内の事業に該当する場合に記載）

## バス車両の導入に係る事業

事業を実施する地域を含む都道府県における車いす対応車両（ノンステップバス、ワンステップバス及びリフト付きバス）等の導入台数。

- ・ノンステップバス：14 台、ワンステップバス：107 台、リフト付きバス：0 台
- ・乗合バス車両の総車両台数：151 台

<p>福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業</p> <p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第11条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。</p> <p>該当なし</p>
<p>バスターミナルに係る事業</p> <p>1日の利用者数 約41,200人(北口約37,000人、南口約4,200人)1日の利用者数。</p>

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
25年度(当該年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	131,598千円	10,599千円	千円	8,550千円	112,449千円
	100%	8.1%	%	6.5%	85.4%
26年度(翌年度)					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	153,531千円	12,365.5千円	千円	9,975千円	131,190.5千円
	100%	8.1%	%	6.5%	85.4%
<p>総事業費については見込み額を記載</p> <p>列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。</p>					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印( ) または横棒線( ) で記載。 で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ノンステップバスの導入	12月16日着手 5台				12月1日着手 6台				10月1日着手 6台			
	2月29日完了				2月29日完了				2月29日完了			
	平成26年度				平成27年度				平成 年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
	10月1日着手 7台				10月1日着手 7台							
	2月29日完了				2月29日完了							

7．協議会の開催状況と主な議論
<p>平成18年12月に設立した平塚市交通バリアフリー特定事業等推進協議会において、平塚市交通バリアフリー基本構想の特定事業に位置付けている事業について、平成18年度より毎年1回事業の推進及び調整に関する協議をしている。</p> <p>特定事業は目標年次を平成22年としているが、達成困難な事業については引き続き行っていき、早期に達成するよう平成22年度の協議会で合意した。</p> <p>(ノンステップバスについては平成27年度までに30%の導入を目標とすることで合意した。)</p>

8．利用者等の意見の反映
<p>平塚市交通バリアフリー基本構想策定の際に市民を交えた研究会や市民アンケート調査、パブリックコメントを行っており、利用者を始め市民の意見を反映させている。また平塚市交通バリアフリー特定事業等推進協議会にも市民委員が入っており、市民の意見を反映させている。</p>

9．協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	国土交通省横浜国道事務所交通対策課 神奈川県平塚土木事務所道路維持課
関係市区町村	平塚市土木部土木補修課
交通事業者・交通施設管理者等	JR東日本横浜支社、神奈川中央交通(株)、県タクシー協会相模支部、平塚警察署
地方運輸局	神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	高齢者団体、障がい者団体、公募市民

**注意事項**

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住所) 平塚市浅間町9番1号  
 (所属) 平塚市交通政策課  
 (氏名) 中村 亮介  
 (電話) 0463-23-1111 内線 2189  
 (e-mail) kotsu@city.hiratsuka.kanagawa.jp

## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成25年5月28日

（名称）平塚市交通バリアフリー特定事業等推進協議会

（代表者名）座長 中村 正次 印

<b>1．生活交通改善事業計画の名称</b>
平塚市UDタクシー導入促進事業計画
<b>2．バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性</b>
高齢化社会の進展に伴い、高齢者や障害者等が安心して公共交通を利用しやすい環境を整備することが求められており、UDタクシーを導入することにより、車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者などにも対応でき、あらゆる人の移動の円滑化が図られるため、導入を促進したい。
<b>3．バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果</b>
<b>（1）事業の目標</b>
国で策定した移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに約2万8千台（全国）の福祉タクシーの導入が示されていることから、車いす使用者を始めとした移動制約者に対する移動手段の確保を目的として、UDタクシーの導入を図る。
<b>（2）事業の効果</b>
UDタクシーを導入することにより、車いす使用者を始めとした移動制約者の移動の円滑化が図られ、これまで自家用車で送迎されていた車いす使用者などがUDタクシーの利用に移行することも見込まれるため、公共交通利用者の増加が期待できる。
<b>4．バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
<b>（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）</b>
【江南交通（株）】 ・UDタクシー（スロープ車両）：1台 平成25年度の導入予定台数（平成26年度以降は未定）
<b>（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について）</b>
身体1割引、知的1割引、精神1割引、特定疾患1割引
<b>（2）関連事項（以下、内の事業に該当する場合に記載）</b>
福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第11条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況
平成22年8月19日 認定

5 . バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

25年度(当該年度)

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負 担割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UDタクシーの導入 (江南交通株)	2,470 千円	600 千円	千円	千円	1,870 千円
	100%	24%	%	%	76%
合 計	2,470 千円	600 千円	千円	千円	1,870 千円
	100%	24%	%	%	77%

総事業費については見込み額を記載。

列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6 . 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印( ) または横棒線( ) で記載。

で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成25年度				平成26年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
UDタクシーの導入 (江南交通(株))								

<b>7 . 協議会の開催状況と主な議論</b>
平成 25 年 4 月平塚市交通バリアフリー特定事業等推進協議会委員との書面協議の結果、平成 25 年度も引き続き UD タクシーの推進を図ることとなった。

<b>8 . 利用者等の意見の反映</b>
協議会の委員には、車いす使用者、高齢者、障がい者が含まれており、利用者の立場から積極的にUDタクシーを導入し、広く普及させてほしいとの意見があった。

<b>9 . 協議会メンバーの構成員</b>	
関係都道府県	
関係市区町村	平塚市まちづくり政策部交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	関東地方整備局横浜国道事務所交通対策課 関東地方整備局横浜国道事務所大磯出張所 神奈川県平塚土木事務所道路維持課 平塚市土木部道路管理課 平塚警察署交通第一課 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 神奈川中央交通株式会社 株式会社湘南神奈交バス平塚営業所 社団法人神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	平塚市老人クラブ連合会花水地区東部松風町たかさご会 平塚市障がい者団体連合会 公募市民

**注意事項**

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住 所) 平塚市浅間町 9 番 1 号  
 (所 属) 平塚市まちづくり政策部交通政策課  
 (氏 名) 鈴木 岳央  
 (電 話) 0 4 6 3 - 2 3 - 1 1 1 1 内線 2 1 8 9  
 (e-mail) [kotsu@city.hiratsuka.kanagawa.jp](mailto:kotsu@city.hiratsuka.kanagawa.jp)

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)

(別紙1)

平成26年11月 日

協議会・構成員 平塚市バリアフリー推進協議会  
 構成員は別紙名簿のとおり

事業名	補助対象事業者等	事業概要	事業実施の適切性	目標・効果達成状況	事業の今後の改善点
記載要領	<p>【事業者名及び系統名・航(空)路名・施設名等を記載】</p> <p>評価は運行系統、離島航(空)路、施設等の別ごとに実施すること</p>	<p>【運行(航)区間、整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両原価償却費等国庫補助金の交付を受けている場合は、その旨を記載)】</p>	<p>【計画に位置付けられた事業が適切に実施された(されている)かを記載。計画どおり実施されなかった(されていない)場合には、理由等記載】</p> <p>A ・ B ・ C ・ 評価</p> <p>記載例 : 計画どおり事業は適切に実施された。</p> <p>記載例 : 災害により運航できない期間があったが、事業は概ね適切に実施された。</p>	<p>【計画に記載した定量的な目標数値と結果を記載する。結果が目標を達成できなかった場合は理由等を分析の上記載】</p> <p>A ・ B ・ C ・ 評価</p> <p>記載例 (確保維持事業): ・目標30人/日に対して、15人/日であった。(目標を下回った理由等を併せて記載)</p> <p>記載例 (改善事業): 年間利用者1,000人の利便性の向上が図れた。</p>	<p>【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載(改善点は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載すること)】</p> <p>なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨を記載</p>
地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)	神奈川中央交通(株)	ノンステップバスの購入	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A 平成25年度導入目標6台に対し、6台導入した。	ノンステップバス導入目標を、バス事業者と協議しながら見直していくことを今後の課題としている。
地域公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業)	江南交通(株)	UDタクシーの購入	A 計画どおり事業は適切に実施された。	A 平成25年度導入目標1台に対し、1台導入した。	UDタクシーの導入率の向上に向けて、タクシー事業者との協議を行っていく。

【各評価項目の評価基準】

事業実施の適切性

- A...事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された(されている)。
- B...事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった(一部実施されない見込み)。
- C...事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった(実施されない見込み)。

目標・効果達成状況

- A...事業が計画に位置付けられた目標を達成した(する見込み)。
- B...事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった(一部達成できない見込み)。
- C...事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった(達成できない見込み)。

# 平成25年度 地域公共交通確保維持改善事業

## 地域公共交通バリア解消促進

バリアフリー化・利用環境改善事業・鉄道安全性向上

### 補助対象事業者名

バス事業者 1者

### 事業内容

ノンステップバスの導入

### 経緯

現在、地域内にはノンステップバスが31台あるが、市内のノンステップバスを平成28年3月31日までに45台(乗合バス車両に対するノンステップバスの比率30%)まで増加させる。

現在の導入状況: ノンステップバス31台

### 設備の現況

### 目的・必要性

平塚駅の1日当りの乗合バス乗降客数は、北口で約37,000人、南口で約4,200人の計約41,200人である。乗合バス車両のうちノンステップバスは31台(ノンステップバスの比率19.1%)に留まっていることから、高齢者や身体障害者等、誰もが利用しやすい環境を整備する必要がある。

### 目標・効果

現在、平塚市内にはノンステップバスが31台あるが、市内のノンステップバスを平成28年3月31日までに45台(乗合バス車両に対するノンステップバスの比率30%)まで増加させる。市内の移動にバスを利用する高齢者等にとって、移動にあたっての負担が軽減され、また、これまで自家用車で送迎してもらっていた高齢者等がバス利用へ移行するなど、移動の円滑化が図られるとともに、自家用車からバスへの利用転換が図られ、環境負荷の低減が期待される。

### 協議会構成員

交通事業者・交通施設管理者等：関東地方整備局 横浜国道事務所、神奈川県平塚土木事務所、平塚市土木部、平塚市都市整備部、平塚警察署、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社、神奈川中央交通株式会社、株式会社湘南神奈交バス、社団法人神奈川県タクシー協会相模支部  
地方運輸局：関東運輸局神奈川運輸支局  
その他協議会が必要と認める者：老人クラブ連合会、障がい者団体連合会、民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会、社会福祉協議会、商店街連合会、商工会議所、市民、平塚盲学校

### 事業の概要

国土交通省の補助を受け、平塚市と地域のバス事業者でノンステップバスを導入していく事業

平塚市交通バリアフリー基本構想の中にバス事業者が取り組む事業があり、それに基づき平塚市と地域内のバス事業者(1者)で平成28年3月31日までに45台を標準仕様ノンステップバス認定制度の認定を受けた車両とする事業を展開している。



# 平成25年度 地域公共交通確保維持改善事業

## 地域公共交通バリア解消促進

バリアフリー化・利用環境改善事業・鉄道安全性向上

### 補助対象事業者名

タクシー事業者 1者

### 事業内容

UDタクシーの導入

### 経緯

福祉車両の導入の推進を進めていたが、一時期増加の傾向にあったものの各社でも収支の問題に悩み近年減少化の傾向にある。

現在の導入状況（神奈川県タクシー協会相模支部平塚地区会）  
UDタクシーを含む福祉車両：17台

### 設備の現況

### 目的・必要性

高齢化社会の進展に伴い、高齢者や障害者等が安心して公共交通を利用しやすい環境を整備することが求められており、UDタクシーを導入することにより、車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者などにも対応でき、あらゆる人の移動の円滑化が図られるため、導入を促進する必要がある。

### 目標・効果

国で策定した移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに約2万8千台（全国）の福祉タクシーの導入が示されていることから、車いす使用者を始めとした移動制約者に対する移動手段の確保を目的として、UDタクシーの導入を図る。また、UDタクシーを導入することにより、車いす使用者を始めとした移動制約者の移動の円滑化が図られ、これまで自家用車で送迎されていた車いす使用者などがUDタクシーの利用に移行することも見込まれるため、公共交通利用者の増加が期待できる。

### 協議会構成員

交通事業者・交通施設管理者等：関東地方整備局 横浜国道事務所、神奈川県平塚土木事務所、平塚市土木部、平塚市都市整備部、平塚警察署、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社、神奈川中央交通株式会社、株式会社湘南神奈交バス、社団法人神奈川県タクシー協会相模支部  
地方運輸局：関東運輸局神奈川運輸支局  
その他協議会が必要と認める者：老人クラブ連合会、障がい者団体連合会、民生委員児童委員協議会、自治会連絡協議会、社会福祉協議会、商店街連合会、商工会議所、市民、平塚盲学校

### 事業の概要

国土交通省の補助を受け、地域のタクシー事業者でUDタクシーを導入していく事業

平塚市交通バリアフリー基本構想の中にタクシー事業者が取り組む事業があり、それに基づき平塚市と神奈川県タクシー協会 相模支部平塚地区会でUDタクシーの導入を推進している。